

第 16 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時： 令和 3 年 1 月 18 日（月）

16時 ～

場所： 市役所 大会議室

1 協議事項

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

○ 市内でのクラスター発生について

- ・ 感染症患者発生状況 (別紙資料)
- ・ 医療機関の動き

○ 県の動向

- ・ 感染防止対策に係る専門家チーム派遣体制について (別紙資料)

○ 市の今後の取り組みについて

→ HP等で注意喚起を行い、市民一人ひとりに対策強化を促す。

○ 市内にクラスターが発生した場合

- ・ 「施設の運営継続・閉鎖等に関する考え方」について (別紙資料)

→ 他市は図書館等一部を除き、施設閉鎖を検討している。

当市で行う場合は、施設ごとの判断ではなく統一での実施。

また指定管理に出している施設は補償の問題もある。

大きなクラスターになる可能性がある。施設閉鎖については改めて協議する。

- ・ 「市主催イベント開催等の考え方」について (別紙資料)

→ 現在は市中にウイルスがまん延しており、市民へも協力を要請している。

大きなクラスターになる可能性がある。状況により、市のイベントの

取りやめについても改めて協議する。

2 その他

令和3年1月18日（月）

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部より情報提供がありました。

瀬戸内市内での新型コロナウイルス感染症患者発生について

（市内 26、27、28、29 例目）

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部より、1月17日、瀬戸内市内で新型コロナウイルス感染者が4名確認されたとの連絡が入りました。市内で新型コロナウイルス感染症の患者発生が確認されたのは26.27.28.29例目です。

年 代	80代	80代	90代以上	80代
性 別	女性	男性	男性	男性
職 業	無職	無職	無職	無職
発症日	1月17日	1月16日	1月17日	1月16日
発症日 の症状	発熱	発熱	発熱	発熱
備 考	・症状があったため検査※ ・入院中	・症状があったため検査※ ・入院中	・症状があったため検査※ ・入院中	・症状があったため検査※ ・入院中

※ 医療機関（瀬戸内市）では、5名（2060例目、2075例目～2078例目）の陽性患者が確認されたため、クラスターとなります。

*風評被害の防止や個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう格段の配慮をお願いします。

瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対策本部
瀬戸内市こども・健康部 健康づくり推進課
電話（0869）26-5961 FAX（0869）26-8002

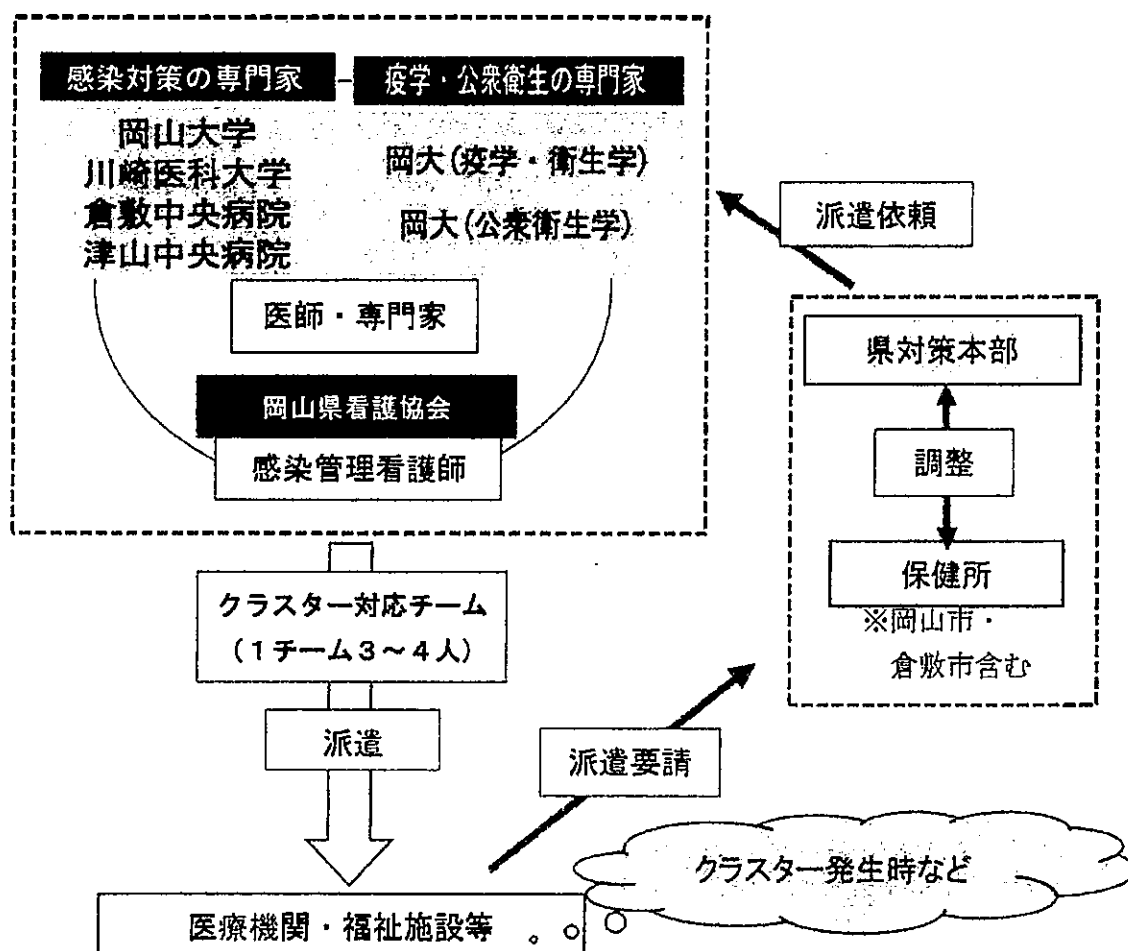
感染防止対策に係る専門家チーム派遣体制の構築について

1 専門家チームの編成

医療機関や福祉施設においてクラスターなど感染症が発生した場合に、速やかに感染拡大防止対策を講じられるよう、感染症対策に係る専門家チーム（医師・看護師等）を編成し、派遣体制を構築する。

- (1) 事務局機能 岡山大学(疫学・衛生学教室)
- (2) 構成人数 医師 感染対策チーム 10名
疫学・公衆衛生チーム 7名
看護師 15～20名程度
- (3) 派遣開始 令和2(2020)年9月29日～

2 専門家チームの派遣体制



利用 者 区 分	主 な 施 設	感 染 拡 大 の 状 況		
		岡山県を対象に緊急事態宣言が出された場合	市内に感染者が出た場合	岡山県以外を対象に緊急事態宣言が出された場合
1. 市民だけ	コミュニティハウス、地域交流サロン等、 リサイクルプラザ など	閉鎖	△	△
2. 主として市民	(屋外施設) 社会体育施設(屋外施設) など	閉鎖	△	△
	(屋内施設) 社会体育施設(屋内施設)、図書館、公民館、 ゆめトピア など	閉鎖	△	△
3. 市外の人も多い	(屋外施設) 道の駅	一部閉鎖	△	△
	美しい森(屋外施設)、キャンプ場 など	閉鎖	△	△
	(屋内施設) 博物館、美術館、海遊文化館、寒風陶芸館、 美しい森(屋内施設) など	閉鎖	△	△

凡例 ○=利用を認める。但し、できるだけ感染予防措置をとるよう指示する。

△=感染防止措置(規模・内容に対応したもの)を施す場合は、利用を認める。

注：市内感染拡大等状況に応じて、対策本部会議で協議し利用の是非を決定する。

×=使用を認めない。又は閉鎖する。

閉鎖=閉鎖する。

注 施設を閉鎖した場合は、再開については緊急事態宣言の期間が終了する際に検討する。

令和2年11月25日
瀬戸内市

関係者各位

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた
「市主催イベント開催等の考え方」について

12月以降の市主催イベント開催等の考え方については、当面来年2月末まで基本的に現在の取り扱いを維持しつつ、令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長の事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」により、一部取り組みの強化を図ることとしますので、イベントの開催にあたっては感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

令和2年11月12日付け事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf

業種別ガイドライン

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【問い合わせ先】

瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対策本部

電話 0869-22-1111（代表） ファクス 0869-22-3299

施設の利用については各施設の担当課へ、感染症予防については健康づくり推進課（電話 0869-26-5961）まで問い合わせください。